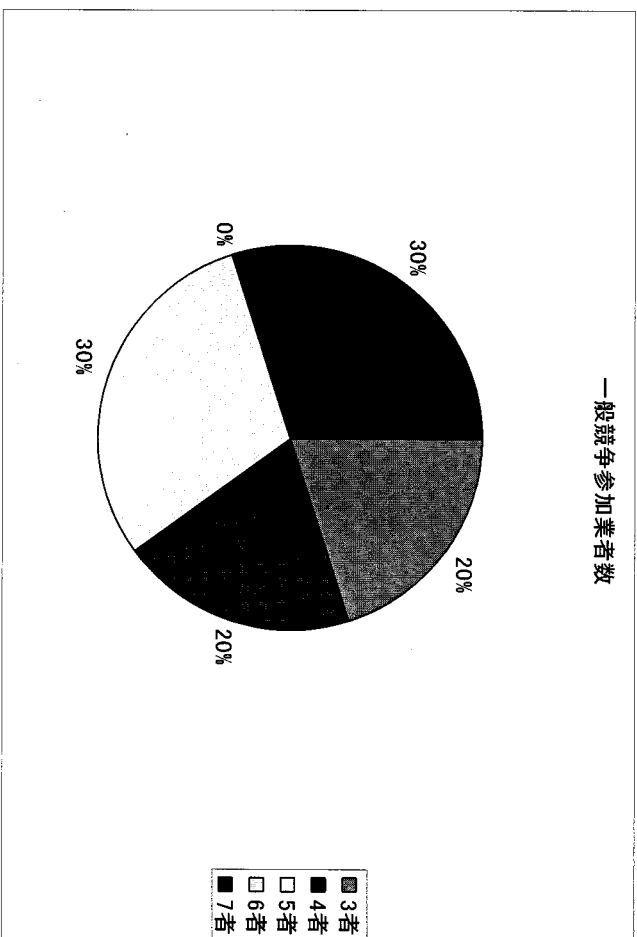


(6) 一般競争入札

一般競争入札の参加業者数の内訳は以下のとおりとなっている。

3者	2
4者	2
5者	3
6者	0
7者	3
計	10

一般競争参加業者数



以下に個別の業務委託について、問題点を明らかにする。

第3部 監査の結果

第1 委託の必要性

(1) 新聞紙面「県庁のページ」掲載委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	年12回、県の主要施策や事業について、「県庁のページ」として、新聞紙面に掲載することを委託するものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	山梨日日新聞社
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,805,952円
担当部署	企画部広聴広報課

監査の結果

委託について廃止を含め検討すべきもの

年12回(月1回)テーマを定めて、県が定めたテーマに従い、受託者が取材のうえ、原稿・写真を取り揃えて、記事形式で取り上げることが委託してきている。

過去5年間の契約状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託社名	山梨日日新聞	山梨日日新聞	山梨日日新聞	山梨日日新聞	山梨日日新聞
契約方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約金額	7,077,420円	7,096,320円	7,805,952円	7,805,952円	7,805,952円

これは、予定価格の積算が1者のみの見積もりで行われており、その業者と1者随意契約を長年にわたって続けてきていること、1社の購読者のみを対象としたものであり他社新聞の購読者は見ることができない「広報」であること、また、「県庁のページ」についての読者の反応を調査したことがないことなど、委託を継続する必要性について検討を要する時期にきている。

なお、県は、抜本的な県政広報の見直しにより、「新聞紙面「県庁のページ」掲載委託」について、平成16年度に廃止することとしている。事業を取り巻く状況の変化を勘案した判断で評価できるものである。

(2) 県民コミュニケーション事業委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務の内容	県民コミュニケーション事業執行の委託である。
経緯	平成5年度スタートし、当初3年度は、各大学単位に補助していたが、平成8年度から、「県民コミュニケーション事業運営協議会設置要綱」に基づいて設置された「県民コミュニケーション事業運営協議会」(各大学長を委員とする組織)に一括委託する方式にして現在に至っている。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	県民コミュニケーション事業運営協議会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,751,875円
担当部署	企画部生涯学習文化課

監査の結果

県と大学との役割分担を明らかにすべきもの

「県民コミュニケーション事業委託」は、その契約金額(3,751,875円)を前払い(平成15年7月)し、平成16年3月19日に実績報告書と同時に提出された精算書(契約金額と同額)を了として精算額0とする決定をしている。

その内容についてみたところ、コラボレーション講座の報償費(845,000円、27人)単価@31,296円、シリーズ分担開催講座の報償費(1,491,997円、53人)単価@28,150円の差@3,146円の理由がはっきりしないこと、また、県の研修講師謝礼との比較検討も行われていないことなど契約金額の適正性の検証が行われていない状況にある。また、この事業は、各大学が独自で行っている市民向け講座と重なるものがあり、県事業として位置づけて行う必要のある事業か疑問がある。

委託業務の内容、予定価格の設定方法等勘案すると、この事業を担うべき主体についての検討が十分でないことに起因すると思われる現象が出てきている。この事業を担うべき主体について検討し、明確にすべきである。

(3) 土地取引規制基礎調査地価動向指標調査委託

委託の種類別	調査研究委託
委託業務の内容	昭和62年、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。)が改正され、監視区域制度が導入されたことに伴い、同区域指定の必要性等を判断するための資料(土地取引動向、地価動向等)を入手するとともに、土地取引(公共用地の買収、民間取引)の指標として利用するために開始した事業で指標調査の委託である。
経緯	地価バブル対応のため、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条で定める山梨県地価調査基準地点(327地点)を対象に行っている地価調査(7月1日基準)のほかに、同地点から選択した43地点について、四半期(評価時点:4月1日、10月1日、1月1日)ごとに地価動向を調査し、公表・報告するものである。 平成11年度までは国の機関委任事務として、平成12年度から自治事務になってからも、国からの強い要望があって継続して実施している。

契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社)山梨県不動産鑑定士協会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年2月16日
契約金額	9,400,230円
担当部署	企画部県民生活課

監査の結果

委託を廃止すべきもの

本件調査は、地価バブルへの対応のために実施してきたものである。しかし、平成4年7月の地価動向調査以降47四半期連続してマイナスであること、平成7年5月1日に監視区域の全面指定解除を行っていること及び県内地価動向が急に変化する要因も考えられないことから、「土地取引規制基礎調査」を継続して実施する必要性があったか疑問である。  
業務の委託に当たっては、当該事業を継続して実施することの必要性について、常に事業環境を把握・評価し、十分検討されたい。

過去5年間の契約金額等

単位：円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託社名	(社)山梨県不動産鑑定士協会	(社)山梨県不動産鑑定士協会	(社)山梨県不動産鑑定士協会	(社)山梨県不動産鑑定士協会	(社)山梨県不動産鑑定士協会
契約の方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約金額	19,621,191	11,128,224	11,248,713	11,309,760	9,400,230

なお、この事業は、平成16年度予算編成時点で、平成15年度までは本件事業向け国庫支出金であったものが一般財源化されたこと、県内の地価は11年連続して下落しており、今後、急激に上昇はないものと想定できるため、当面、注視・監視区域の必要性はないものと考えられること等を勘案して、県財政当局との調整の結果、休止事業とされた。

(4) 同和对策相談事業委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	生活に関する相談、同和对策事業に関する相談等同和地区に係る相談業務の委託である。
経緯	昭和44年同和对策事業特別措置法 10年の時限立法 平成13年度末 同和对策事業特別措置法の失効。 平成14年3月26日 覚書 全日本同和会山梨県連合会・山梨県福祉保健部長 平成18年度まで相談事業委託を行う趣旨のもの 平成13年度末で、同和对策事業特別措置法が失効したことに伴い、国における事業は人権擁護行政のなかで対応されることとされてきた経緯がある。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	全日本同和会山梨県連合会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	5,885,250円
担当部署	企画部県民生活課

監査の結果

委託につき廃止を含め検討すべきもの

過去5年間の状況を見たところ、次のとおり、同一の相手方との間の1者随意契約であり、予定価格と契約額は完全に同額のまま推移してきている。

過去5年間の契約状況の推移

(単位：円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
契約方式	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約金額	6,195,000	6,195,000	6,195,000	6,195,000	5,885,250

そこで、平成15年度の委託事業実績についてみると、次のとおり、総相談件数で91件となっている。

相談実績	相談内容	住宅	商工	教育	人権	日常生活	計
A地区						8	8
B地区		1	5	1	1	8	16
C地区		2	3			12	17
D地区		10	21	4	1	14	50
合 計		13	29	5	2	42	91

平成 15 年度の委託事業の実施状況を見る限りでは、242 日の相談業務従事で A 地区：8 件、B 地区：16 件、C 地区：17 件、D 地区：50 件となっている。

地区別相談件数は以上のとおりであるが、個人のプライバシーに関わるため限界があるとして、県では相談内容を十分把握することはできないことから考えると、この事業を現状のまま継続実施していくことには疑問を呈さざるを得ない。

国における同和事業の位置づけの変更を踏まえて、山梨県においては、同和問題の相談窓口が必要なこと及び事業終期を定めた覚書を平成 14 年 3 月 26 日に取り交わしていることを理由に、この事業を平成 18 年度まで実施することとしている。

三位一体改革の中で、地方公共団体の行政のあり方が厳しく問われてきていることや県の財政状況から考えると、国としての同和対策事業の扱いが変更されたという事情を考慮して、事業終了に向けて委託事業費のより一層の段階的縮減を進めていくことが求められる。

(5) 主要地方道茅野小淵沢韮崎線建設に伴う夏目下新田石積遺跡調査

委託の種類別	調査・研究委託
委託業務内容	本業務は国鉄時代の鉄道の石積みの清掃と図面化を韮崎市教育委員会に委託したものである。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	韮崎市教育委員会
契約期間	平成 16 年 1 月 9 日から平成 16 年 3 月 26 日
契約金額	3,860,000 円
担当部署	峡北地域振興局建設部

監査の結果

① 委託業務の必要性に疑念が持たれるもの

本委託に先立ち、宿尻第 2 遺跡発掘調査が韮崎市教育委員会に発注されている。

宿尻 2 遺跡発掘調査委託は、当初の委託金額 10,533,000 円であった。同委託は、縄文時代遺跡を前提に見積もりを行ったが、実際には古墳時代の遺跡であったため、当初見込みの業務量より実際の業務量が減少したため、これを調整するために平成 15 年 12 月 19 日に減額契約を締結したものである。

	宿尻第 2 遺跡発掘調査委託			夏目 (実績)
	当初見積り	変更見積り	差引	
共益費	331,000	23,736	307,264	470
賃金	7,893,000	4,441,600	3,451,400	94,500
旅費	55,000	55,000	0	
需用費	994,000	1,174,000	△180,000	185,580
役務費	55,000	55,000	0	0
委託料	105,000	525,000	△420,000	3,553,200
使用料及び賃料	1,100,000	398,664	701,336	26,250
合計	10,533,000	6,673,000	3,860,000	3,860,000

「夏目下新田石積遺跡調査委託」は、平成 16 年 1 月 9 日に契約され、委託料は当初の宿尻第 2 遺跡発掘調査で減額となった金額と全く同一の委託料である。

平成 16 年 2 月 23 日着手し、平成 16 年 3 月 26 日に完成したものである。しかも、調査対象が旧国鉄時代の石積みであり、JR に当時の資料の存在の確認もしないままに委託に出されている。

本委託に関しては、不要になった予算を消化するために事業化したとの批判を免れない。業務委託に当たった際の検討経緯等を検証し、調査の全体計画を明確にしておくべきである。

② 業務量の算定をすべきもの

本委託及び本委託に先立つ宿尻第2遺跡発掘調査においても、韮崎市の請求書どおり、合計金額の足し算が合っているかのチェックだけで支出内容の妥当性に関してはチェックが行われていない。たとえば本委託においては約400平方メートルの測量委託費として2,656,500円が見積もられていたが、遺跡の測量は特殊であるという理由で委託料の妥当性に関してチェックはされていない。

また、本委託に先立つ宿尻第2遺跡発掘調査においても、峡北地域振興局の担当者から、対象となる遺物の整理作業の所要人日は韮崎市に聞くほかに知りうる手段がないとの説明を受けた。

県の業務を委託して処理させるには、その業務の内容・量の確に把握し、そのうえで予定価格を積算し、支出負担行為向いの稟議決定を経て、契約するのが手順である。遺跡発掘調査は、特殊・専門的な分野であるものの、委託する業務量の算定について基礎となる資料の収集やその分析を十分にを行い、委託料積算の妥当性を検証しておく必要がある。

(6) 富士山七合目救護所開設業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、富士山登山者の健康管理と応急救護業務を目的として千葉大学医学部（富士山七合目救護所医師団）に委託しているもので、千葉大学病院医師及び同大学医学部学生を7月中旬から8月下旬まで38日間、2名の救護員を交代で常駐させ救護活動をしている。昭和31年より同大学医学部に継続して委託しているものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	千葉大学医学部（富士山七合目救護所医師団）
契約期間	平成15年7月19日から平成15年8月22日
契約金額	4,000,000円
担当部署	観光部観光資源課

監査の結果

① 業務委託のあり方を検討すべきもの

予定価格の積算は、医師、学生、看護学生の日当と往復旅費、車借上げ代及びガソリン代、医薬品代その他の諸経費の合計である。

受託者は業務完了後、県に報告書を提出するが、平成15年度の処置内容は高山病52件、外傷26件、風邪18件、関節炎5件、筋肉痛5件、肩こり3件、打撲捻挫4件、その他10件の合計123件であった。過去5年間（平成12年度データ不明）の処置数は次のとおりであるが内容は毎年同じ傾向にある。

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
207件	データなし	210件	201件	123件

この事業を開始して47年を経過していること、8合目には別の大学による救護所があること、救護の実態が上で述べたような傾向にあること等から、登山者の多い山岳地帯での救護所のあり方を総合的に検討すべきものと認められる。

② 契約書記載事項を遵守すべきもの

契約書の規定により医師・医学生の名簿は事前に提出されるが、看護学生の名簿がなく実態が不明であるので、名簿に追加すべきである。また契約書第3条に救護員勤務表の事前提出が義務付けられているが、提出されていない。委託業務の適正な遂行を確認する為にも提出させるべきである。

また、契約書第8条に救護の都度、救護簿を記録し、県へ提出することとなっているが、集計報告のみで日々の記録はない。救護員の出勤、救護事実を確認するためにも提出させるべきである。

(7) 山梨県立美術館ハイビジョンソフト作成委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	県立美術館1階エントランスホールや視聴覚室にてハイビジョンシステムによる映像を放映するためのハイビジョンソフトウェアの作成を委託するものであり、平成4年より作成を開始し、毎年異なるテーマの映像ソフトを作成している。教育委員会で委託していたが、平成13年度より美術館がこの業務を委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(株) NHKエンタープライズ21
契約期間	平成15年11月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,935,000円
担当部署	教育委員会美術館

監査の結果

委託業務の継続の是非を検討すべきもの

ハイビジョンシステムは、映像を光磁気ディスク、音声をコンパクトディスクに分けて、これらをパソコン制御により放映するシステムであり、近隣の県立美術館等では導入はされていない。

説明によると、ハイビジョンソフトを制作できる会社は、国内では(株)NHKエンタープライズ21だけであるため、ソフト制作は当初より同社へ随意契約していることである。

予定価格の積算は、制作費用に関する基準がなく、また比較出来る資料がないため、製作会社の見積り額を参考に行っているが、過去において価格の見直しはされておらず、美術館が担当した平成13年度から3年間、予定価格は同額である。

また、過去に作成されたソフトの一覧を確認したところ、平成4年度から毎年異なるソフトが合計11本作成された。

本システムは特殊性が高くソフト制作費用も税込みで5,000,000円を超える。作品も11本あり、導入したシステムを有効に運用するには量も内容も十分充実したものと推察する。

県立美術館で製作・整備するソフトウェアの全体計画を明らかにし、今後の映像ソフト作成委託業務継続の是非について検討すべきである。  
過去の作品リストは次のとおりである。

制作年度	作品内容(タイトル名)
平成4年度	山梨県立美術館ミレー・コレクション
	ミレーの描いた四季
平成5年度	名作に見るミレー 芸術と生涯
	山梨県立美術館バルビゾン派コレクション(ルソー)
平成6年度	バルビゾン派の画家たち デュプレ、ディアズ
平成7年度	バルビゾン派の画家たち トロワイヨン、ジャック、ドービニー
平成9年度	ミレーの落ち穂拾い
平成10年度	蔵品名作選 一日本画編一
平成11年度	山梨の現代作家たちI
平成12年度	萩原英雄 一木版画の世界一
平成13年度	蔵品名作選 一洋画編一
平成14年度	近藤浩一路 一墨堤花雨一
平成15年度	美術館で名画と語ろう (種をまく人 小・中学生バージョン)

(8) 境界保全巡視業務委託

委託種別	事務処理委託
委託業務の内容	県有林の境界線を確保するために、境界標の紛失等を防止する業務を委託
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
契約期間	平成15年7月11日から同16年3月15日
契約金額	3,862,950円
担当部署	峡北地域振興局林務環境部

監査の結果

作業の内容を見直すべきもの

県有林(恩賜林)の境界線は、大正2年から大正7年にかけての境界確定により作成した査定簿に基づき、昭和47年から平成元年にかけて再測量を実施した。

それ以降、総延長2,568kmの県有林と民有林との境界線を3種類に分類し、第1種660kmを2年に1回、第2種674kmを4年に1回、第3種1,233kmを10年に1回と毎年度境界線の保全巡視事業を行っている。

これは、県有林の境界についての紛争の発生を防止するために行っているものであるが、県有林の境界については、森林簿等のデジタル化や測量技術で明確化できるものと考えられる。

民有林は、この恩賜林ほど境界線を保全巡視する作業は行っていないと推測するが、隣接山林等所有者に測量図を通知し、最新の技術で境界確保をはかる等により、現在のような「境界標の保全巡視」による境界線の管理の方法を見直すべきである。

第2 指名競争入札

1 形骸化していないですか

(1) 新税務システム(県民税配当割) 開発業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	新たに創設された税目である、県民税配当割システムの開発の業務委託
契約の方法	指名競争入札(3者)
契約の相手	日本電気株式会社甲府支店
契約期間	平成15年11月13日から平成16年3月12日
契約金額	24,998,400円
担当部署	総務部税務課

監査の結果

追加開発について競争入札の適正な実施を実現すべきもの

新税務システムは、平成13年度より開発がスタートし、平成16年度本稼働の予定となっている。

税制改正に対する対応は、税率変更等については当初契約の中で行い、制度改正については、別途開発することとしていることから、平成15年税制改正により、新たに創設された県民税配当割の課税・収納等のシステム開発である本業務については、別途契約により、新税務システムの追加開発として初めて実施されたものである。

この契約は、指名5者のうち、第1回入札時に2者、第2回入札時には4者が辞退している。結果として、日本電気(株)甲府支店のみが入札したことになる。

県財務規則に基づいて、協議随契により、新税務システムの開発業者でもある日本電気(株)甲府支店と、予定価格と同額にて契約した。

今後の新税務システムの修正等についても、県は基本的に、競争入札を行う意向とのことであるが、実際に新税務システムの開発業者(日本電気株式会社甲府支店)以外の業者が業務を行うことは、ハードルが非常に高いといえるであろう。

今後、委託業務の価格の競争性を確保するためにも、競争入札の適正な実施を実現する方策(システム追加開発が委託されるときの情報開示、追加開発後の運用管理方法等)を考える必要がある。

(2) あげぼの医療福祉センター等当直及び警備業務等委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	あげぼの医療福祉センター周辺施設の当直及び警備業務並びに管理に要する業務を行う。
契約の方法	指名競争入札(6者)
契約の相手	甲府警備保障(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,938,000円
担当部署	福祉保健部あげぼの医療福祉センター

監査の結果

① 指名業者の交代等適切な措置を講じるべきもの

あげぼの医療福祉センター等当直及び警備業務等委託契約は、平成11年度では随意契約(2者の見直し合わせ)を行っているが、以後、次のとおり、毎年度同じメンバーによる指名競争入札を行い、4年間ともFKK(株)(甲府警備保障(株))が落札している。

4年間で落札金額以外に予定価格を下回っているのは平成12年度の1回1者(99.5%)のみであり、その他は全て予定価格を上回っている。

各年度の入札状況についてみると、DSK(株)のように予定価格の200%近い、桁外れの金額を毎回繰り返し入札しているところもあり、また、それに近い業者(BSY(株))もある。

(単位：千円、%)

業者名	入札	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
予定価格(株・消費税)		7,628,709円	7,628,709円	7,600,000円	7,565,000円
ASS(株)	1回目	10,200(133.7)	10,080(132.1)	8,640(113.0)	8,640(114.2)
	2回目	—	—	7,860(103.4)	7,860(103.9)
BSY(株)	1回目	9,600(125.8)	18,650(244.4)	10,662(140.3)	10,662(140.9)
	2回目	—	—	辞退	辞退
CNR(株)	1回目	7,596(99.5)	8,700(114.0)	8,820(116.0)	8,800(116.3)
	2回目	—	—	8,160(107.37)	8,160(107.8)
DSK(株)	1回目	10,800(141.5)	15,120(198.2)	15,120(198.9)	15,120(199.8)
	2回目	—	—	辞退	辞退
(株)EST	1回目	8,280(108.5)	8,220(107.7)	8,940(117.6)	8,700(115.0)
	2回目	—	—	8,220(108.1)	8,200(108.4)
FKK(株)	1回目	*7,200(94.3)	*7,560(99.1)	8,340(109.7)	8,250(109.0)

2回目	—	—	*7,560(99.4)	*7,560(99.9)
-----	---	---	--------------	--------------

(注1)：○内は入札率である。

(注2)：\*印は落札金額である

しかしながら、落札するためには落札者以外の5者も毎年度指名されているので、前年度の入札結果・契約金額等を参考にすれば妥当な価格は求められるはずであることから、落札意欲のある入札行為とは認め難い。

また、前年度契約者であるFKK(株)の平成14・15年度の入札経過をみると、1回目入札において前年度落札額の約10%増の価格で入札しているが、警備対象が同じで、現状の人件費及び物価の趨勢からみると予定価格のアップが望めないにもかかわらず、このような入札の入れ方は不自然である。

指名競争入札をするに当たっては、毎年度、予定価格を大幅に超える高額入札で落札の意思のみられない、単に員数合わせのための入札参加者(社)の指名を除外することによって適正な入札競争をさせるとともに、指名業者については全体的に入れ替えを行うなど適切な措置を講じるべきである。

② 契約書の内容について整備すべきもの

あげぼの医療福祉センター等当直及び警備業務等委託契約書の内容について次のとおり、適切を欠くものが見受けられたので整備すべきである。

ア 契約書冒頭の契約当事者(甲、乙)のうち、受託者(乙)側の会社名及び代表者名が記載されていない。契約書末尾に双方署名捺印があるとはいえ、冒頭部分における契約当事者の氏名は契約形式上の重要部分であることから記載漏れがないようにすべきである。

イ 警備業務等要領によると、業務内容のうちの一つとして「みだいで体育センター設置及び管理要領並びに利用者心得」に基づく公園施設及び関連備品の貸し出し等に関するところがあるが、これが契約書に添付されていない。契約者双方で了解事項であっても契約内容の万全を期するため契約書に添付すべきである。



(3) 富士湧水の里水族館2階展示映像装置保守管理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	富士湧水の里水族館2階展示映像装置保守管理業務の委託である。
経緯	平成13年度、平成14年度は、平成10年度に実施した企画提案方式で採用され、本件設備を受注施工したソニーマーケティング㈱に随意契約で委託している。
契約の方法	指名競争入札(4者)
契約の相手	鶴宮下
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	9,765,000円
担当部署	農政部水産技術センター

監査の結果

指名競争入札参加業者の選定が不適切なもの

地方自治法施行令第167条の12の定めによると、普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有するものの中から、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならないとされている。

水産技術センターの入札関係書類によると、平成15年度については、4者による指名競争入札によった形になっているが、指名資格者名簿に登録していない業者が3者含まれており、その理由はソニー系列の4者によったとのことであった。

これは、形式的には競争性を確保する外形を取っているが、実態は異なるものであり、このような扱いは適当でない。

(4) 橋梁補修計画策定業務

委託の種類	調査研究委託
委託業務の内容	県内にある17000の橋梁のうち、緊急輸送道路で15m以上の406の橋梁について、補修計画を策定するために調査するもので、平成12年度から開始し、平成15年度に88橋、平成16年度に87橋の調査で終了する。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	(株)長大
契約期間	平成15年8月13日から同16年3月15日
契約金額	27,825,000円
担当部署	土木部道路管理課

監査の結果

契約事務の透明性の確保について留意すべきもの

平成12年度から平成15年度まですべて同一企業が落札しているが、入札の指名業者数、予定価格に対する落札価額率及び予定価格に対する最高入札価額率は次のようになっている。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度				
予定価格	22,280,000	25,217,000	32,018,000	26,700,000				
契約金額	22,000,000	25,000,000	31,500,000	26,500,000				
落札率	98.74%	99.13%	98.38%	99.25%				
他社	入札額 千円	入札額 千円	入札額 千円	入札額 千円				
DNC	22,200	26,000	103.1	33,200	103.7	27,000	101.1	
TNC	22,500	101.0	26,000	103.1	—	—	—	
NKK	22,700	101.9	25,500	101.1	—	—	28,000	104.9
PFC	22,800	102.3	25,500	101.1	34,000	106.2	29,700	111.2
NGK	22,900	102.8	26,000	103.1	33,700	105.3	—	—
KKC	23,000	103.2	25,700	101.9	—	—	—	—
ORC	23,400	105.0	25,500	101.1	32,200	100.6	28,900	108.2

過去4年間の推移を見る限り、予定価格を下回った入札をした業者が落札業者を除いて、平成12年度のDNCわずかに1者のみということになっている。

落札する意欲がある業者ならば、前年度の契約額を把握し、それを織り込んだ設計・積算できるはずのところ、それをしていないのは落札する意欲がない又は薄い業者だ

ったことが推定される。  
 これらを考え合わせると、比較的多数の入札であるにもかかわらず、指名競争入札が  
 形骸化していると考ええる。  
 指名業者数の拡大も含めて、契約事務の透明性・公正性の確保について工夫が求めら  
 れる。

(5) 空調設備運転・保守業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	山梨県立図書館の冷暖房設備、給排水設備及びガス設備にお ける運転監視、点検整備及び建築物環境衛生管理技術者選任 業務委託である。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	山梨ビル代行㈱
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	6,300,000円
担当部署	教育委員会図書館

清掃及び塵芥処理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	県立図書館の清掃業務とゴミ搬出処理業務委託である。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	山梨ビル代行㈱
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,623,000円
担当部署	教育委員会図書館

監査の結果

指名業者の範囲拡大・入れ替え等により競争性のある方式とすべきもの

山梨県立図書館空調設備運転・保守業務委託契約並びに清掃及び塵芥処理業務委託  
 契約については、各々平成14年度、12年度より指名競争入札となったものの、他の  
 業者も多数いる中で指名競争入札開始より指名業者5者の入れ替えが全く行われてい  
 ない。

指名業者の入れ替え等により、より競争原理の働いた競争入札にすべきである。

表 過去5年間の推移(空調設備運転・保守業務委託)

単位：千円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱
契約方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	指名競争入札	指名競争入札
予定価格A	3,603	3,603	3,836	6,373	6,373
	2,594	2,594	2,594		
契約金額B	3,580	3,580	3,769	6,300	6,300
	2,558	2,558	2,558		

落札率B/A	99.36%	99.36%	98.25%	98.85%	98.85%
	98.61%	98.61%	98.61%		

(注) 上段：空調設備運転業務委託、下段：空調設備保守業務委託

表 指名業者の推移 (空調設備運転・保守業務委託)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
指名業者	—	—	—	山梨県代理行	山梨県代理行
	—	—	—	YFBS	YFBS
	—	—	—	TBSK	TBSK
	—	—	—	KKS	KKS
	—	—	—	KBS	KBS

表 過去5年間の推移 (清掃及び塵芥処理業務委託)

単位：千円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者	山梨県代理行	山梨県代理行	山梨県代理行	山梨県代理行	山梨県代理行
契約方式	1者随意契約	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
予定価格A	7,705	7,705	7,706	7,700	7,700
契約金額B	7,699	7,698	7,696	7,665	7,623
落札率B/A	99.92%	99.91%	99.87%	99.54%	99.00%

表 指名業者の推移 (清掃及び塵芥処理業務委託)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
指名業者	—	山梨県代理行	山梨県代理行	山梨県代理行	山梨県代理行
	—	YFBS	YFBS	YFBS	YFBS
	—	TBSK	TBSK	TBSK	TBSK
	—	KDS	KDS	KDS	KDS
	—	KBS	KBS	KBS	KBS

なお、平成16年度には、前年度指名業者のうちから最高額の札を入れた1者をはじめ、2者を指名し実質的な競争性のある入札実施した結果、新たに警備業務を追加して委託したが契約金額は約400万円を削減している。

(6) 学校給食調理業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	かえで養護学校の児童生徒への給食の調理業務の委託である。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	山梨県学校給食協同組合
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	12,181,260円
担当部署	教育委員会 かえで養護学校

(注) 経緯：平成13年度開校時点から、学校設備に給食調理施設・設備がないことから、児童生徒に対する給食の調理業務を委託しているものである。

監査の結果

① 指名競争入札について工夫を要するもの

平成13年度開校後、指名競争入札により業者選定を行ってきた。

その内容を見ると、平成13年度は、5者指名、4者辞退、残りの1者(学校給食協同組合)と契約している。平成14年度は、5者指名、3者辞退、残りの2者による入札(同組合落札)で競争相手は、事実上の全受託業務の執行者である中食フーズサライ(株)(同組合の組合員)である。

平成15年度は、5者指名、3者辞退、平成14年度と同じ残りの2者による入札である。

競争入札の形式をとりながら、その実態は1者だけを相手に契約しているのと変わらない扱いであり、適当とはいえない。

ちなみに、学校給食協同組合が行った安全衛生講習会の実施報告書によると、第11回の講習会には9業者79名の参加、第12回講習会には8業者96名の参加があったことがわかる。

いずれの業者も山梨県物品等競争入札参加資格者名簿への登録がない業者ばかりではあるが、31名を受講させている業者もある。

このことは、資格者名簿への登録が可能な規模を持つ業者の存在を推測させるものである。

指名業者登録をするよう勧奨を行うなどして、競争性のある業者選定ができるよう工夫されたい。

② 調理関連業務報告の内容の検証を適時・的確に行うべきもの

調理業務従事者の検査結果報告についてみたところ、契約第16条の定めにより、受託者(山梨県学校給食協同組合)は、月2回、「赤痢菌」、「サルモネラ属菌」、「病原